# 令和7年度からの新制度に関する情報について

- ① 「みどり加算」の追加
- ② 活動メニューの拡充と新たな加算措置
- ③ そのほかの制度改正

※国の予算概算要求時点の説明(10月)に基づく情報提供になります。 そのため、今後制度内容が変更される可能性があります。 国制度概要の確定は1月ごろを想定しています。

### 令和了年度予算概算要求資料(国)

#### 75-1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算要求額 51,222(48,589)百万円】

#### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

#### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上(5割以上[令和7年度まで])
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上(6割以上「令和7年度まで」)

#### く事業の内容>

- 1. 多面的機能支払交付金 49,683(47,050)百万円
- ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共 同活動を支援します。
- ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化 のための活動を支援します。

#### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道			
	●農地維持支払	●資源向上支払 (共同) #1	●資源向上支払 《長寿命化》±1,2,3	●農地維持支払	●資源向上支払 (共同) ×1	●資源向上支払 (長寿命化)#1,2,3	
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400	
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600	
草地	250	240	400	130	120	400	

- [5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
- ※1:②、⑤の資源向上支払は、⑥の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2:0、2と併せて3の長寿命化に取り組む場合は、2に75%単価を適用
- ※3: ❸の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用
- 2. 多面的機能支払推進交付金 1,539(1,539)百万円 交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村 等による事業の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



#### く事業イメージン

#### 農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源 の保全管理に関する構想の策定 等







#### 資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生 態系保全などの農村環境保全活動 等 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための







実 施 主 体:農業者等で構成される組織( ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能) ※一定の要件を満たす場合、土地改良区及び農業法人が実施主体になることを可とする。

【加算措置】

(円/10a)

	項目		都府坦	北海省	
7 = 4	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320	١
多面的機能の更なる増進への支援	(加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置」、「水管理を		240	80	ı
× 100	通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	草地	40	20	J
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)への支援	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320	1
( PRESIDENCE AND THE PROPERTY OF THE PERSON AND THE					1

				(円/10a
	項目			交付単価
最境負荷低減 )取組への支 最		長期中干し	800	
	化学肥料と化学合成農	冬期湛水	4,000	
	現員何程減に取り組む	夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		T 0 10.00 66	作溝実施	4,000
		江の設置等	<b><u>作港</u>丰宝族</b>	3 000

機の体制強化 支援	組織の広域化と活動支援班※の設置を併せて 行うこと	40万円/組織
支	援	援班※の設置を併せて行うこと

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援す ることを目的として設置される班

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課(03-6744-2197)

### 令和7年度制度改正による追加項目

### 「みどり加算」

✓「環境保全型農業直接支払交付金」の取組の一部が、多面的機能支払交付金 (まるごと)に移行されます。

以下の取組が移行される予定です。

- 長期中干
- 冬季湛水(ふゆみずたんぼ)
- ・江の設置(水田ビオトープ)

#### 〇要件(暫定)

環境こだわり農産物の認証を受けた ほ場で実施していること。

(農薬5割減)

○「まるごと」の活動組織が地域ぐるみでこれらの活動に取り組む場合、 取り組みを行う面積に応じて交付金を受けられます。

○今まで「環境保全型農業直接支払」でこれらの取組を行っていた団体、 農業者も、引き続き交付を受けることができる予定です。

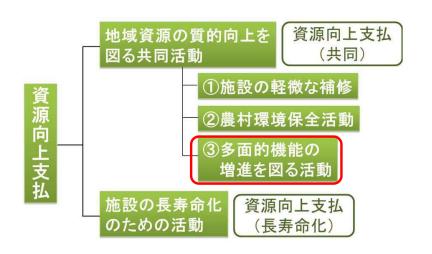
○取組するかどうかは活動組織の任意です。

※交付を受けるための詳しい要件については調整中です。

### 令和7年度制度改正による追加項目

### 「多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援」

- √資源向上活動(共同)の「多面的機能の増進を図る活動」にメニューが追加されます。
- ✓新しく追加されたメニューに取り組む場合に加算措置が追加されます。



#### 追加されるメニュー

- 広域活動組織における活動支援班の設置
- ・水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○「まるごと」の活動組	目織が地域ぐるみでこれら	Š
の活動に取り組む場合、	資源向上支払(共同)の	<u>D</u>
単価に追加で交付金を受	受けられます。	

地目	加算単価(円/10a)
田	300
畑	180
草地	30

- 〇追加した年度を含む活動期間中に限り加算が適用されます。
- 〇追加されたメニューに取組するかどうかは活動組織の<u>任意</u>です。

※交付を受けるための詳しい要件については調整中です。

### 令和了年度制度改正による追加項目

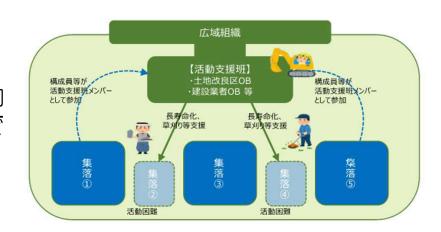
### 「多面的機能の増進を図る活動」の追加メニューに関する説明

✓「まるごと」の交付金を用いて以下の活動が行えるようになります。

広域活動組織における活動支援班の設置

〇活動支援班とは、複数の集落で構成される活動 組織(広域活動組織)において、集落をまたいで 共同活動の支援を行うグループです。

(草刈、泥上げ、補修工事等の直営施工など)



水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○活動組織ぐるみで行う長期中干、冬季湛水、江の設置

#### (参考)環境保全型農業直接支払での活動内容

- ・長期中干:14日以上の中干、1本/10a以上の溝切
- 冬季湛水:冬季に2か月以上の湛水期間を確保すること
- ・江の設置:栽培中湛水状態が保てるビオトープを10m/10a以上設置すること

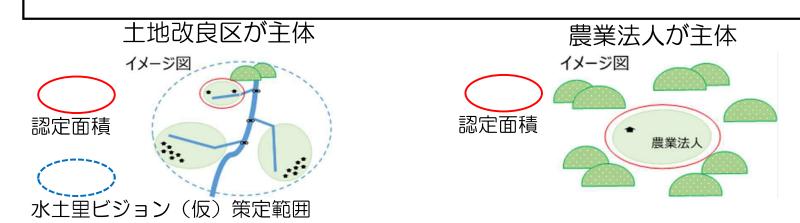
※みどり加算と異なり、農薬使用量5割減等の要件はない予定です。

※活動の詳しい要件については調整中です。

### そのほかの制度改正情報 1

- 〇広域活動組織でも、長寿命化の<u>直営施工を実施していない場合</u>、資源・ 向上支払(長寿命化)の<u>交付単価上限が5/6</u>になります。
  - ・ただし、<u>活動支援班を設置している場合</u>、直営施工を実施していなくても交付 単価上限は満額のままです。
  - すでに直営施工を行われている活動組織については特に影響はありません。

- 〇土地改良区、農業法人が活動組織の主体となることができるようになります。
  - ・条件を満たす土地改良区や担い手農家が直接交付金を受け取り活動できるようになります。



※詳しい要件については調整中です。

## そのほかの制度改正情報 2

〇「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェック」が追加されます。一

事業計画書提出時に取り組み項目にチェック、その後毎回の活動時にチェック内容に気を付けて活動してもらうものです。

例)悪臭及び害虫の発生防止…草刈り、泥上げの際の発生ごみを適切に処理し、 悪臭、害虫等が発生しないように努めてください。

	申請時(します)			i i	申請時(します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
7		共同活動において除草や水路の泥上げ等を行う場合に は、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に 処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		8		共同活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	

※チェックしていただくのは、活動の際に気を付けていただきたい 上記のような基本的な事項のみの予定です。

- 〇広域活動組織を立ち上げる際の補助が追加されます。(組織の体制強化への支援)
  - ・ 広域活動組織の立ち上げと同時に「活動支援班の設置」を行った場合、広域活動組織を立ち上げた年度に限り、追加交付があります。